

第7 事務概要

市保健所では、市民の生涯にわたる健康づくりを支援するとともに、市民一人ひとりの健康意識の高揚、生活習慣の改善を図ることなどにより、生活習慣病の発症や重症化を予防するなど、健康寿命の延伸に向けた取組や、いつでも安心して医療を受けることができるよう、医療提供体制の確保など、地域保健の充実に努めるとともに、感染症の予防、拡大防止に関する取組や生活衛生に関する取組など、安全で快適な生活環境づくりを進めている。

令和3年度は引き続き新型コロナウイルス感染症対応に取り組むとともに、各事業については感染対策をしたうえで実施した。

<令和3年度の主要施策>

1 保健総務課

(1) 子どもの受動喫煙防止対策

子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例に基づき、市内四駅周辺の路上喫煙禁止区域内において巡回啓発を実施するとともに、家庭内での受動喫煙に対する意識の高揚を図るため、市立小学校4年生を対象としたコチニン値測定を実施し、保護者及び児童に対して啓発を行うことで、子どもの受動喫煙防止を推進した。

(2) 健康危機事象対策の推進

ア 災害、感染症まん延等の健康危機事象に備え、職員及び市内病院等を対象とした研修、訓練及び会議を実施するなど、関係機関と連携し災害時の健康危機管理体制の強化を図るとともに、災害時に保健医療調整本部が役割を遂行できるよう災害時医療救護マニュアルの改定について検討を進めた。

イ 水防法に基づく避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設のうち医療機関について、避難確保計画の作成を促した。

(3) 食育推進・栄養指導

高血圧等の生活習慣病の予防及び様々な疾患の重症化予防のために、市民の食塩の適量摂取（適塩）を推進する取組として、市広報誌、市ホームページ等への適塩レシピの掲載及び成人式、市制施行70周年記念式典等での適塩に関するリーフレット及びクリアファイルの配布による啓発を実施し、市民の適塩を始めとした健康的な食生活を推進した。

2 保健衛生課

(1) 食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から営業許可業種の見直しや、営業許可業種以外の食品等事業者を対象とした営業届出制度が創設されたことを受け、食品等事業者へ積極的に周知を図るとともに法律や条例に基づく食品関係営業の許認可や各種届出事務を適切に行った。

「令和3年度寝屋川市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設、集団給食施設、食品量販店等の食品関連施設に対する監視指導並びに収去検査の実施に加え、食品に関する様々な相談・苦情に対して調査・指導することで、食品による事故の防止及び不良食品の排除に努めた。また、営業者や市民に対する衛生教育を随時実施するとともに、市広報誌及び市ホームページへの情報掲載、啓発ポスターの配布等により食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図った。

(2) 環境衛生の監視指導

関係法令に基づき、理・美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場、住宅宿泊事業の届出住宅、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定施設、専用水道等の水道施設、特定建築物、遊泳場等の環境衛生関連施設に対し立入検査を実施し、構造設備や衛生状態の遵守状況を確認し、適宜指導を実施した。

井戸水を処理する専用水道、公衆浴場及び遊泳場について、水質検査を実施し、基準値に適合していることを確認するとともに、レジオネラ症の感染防止対策として、循環式浴槽を使用する公衆浴場及び遊泳場の採暖槽について、レジオネラ属菌検査を併せて実施した。レジオネラ属菌が検出された場合には、直ちにろ過器や循環配管の高濃度塩素処理の実施及び対策について指導するとともに、再検査により基準値に適合していることを確認した。

(3) 動物衛生・狂犬病予防

狂犬病予防事業として、「狂犬病予防法」に基づく飼犬の登録（鑑札の交付）及び狂犬病予防注射に係る注射済票の交付事務を実施した。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、狂犬病予防集合注射を中止したが、接種案内を飼い主に送付し、市内委託動物病院において注射済票の交付を受けられることを告知することにより、接種率の向上を図った。

また、動物愛護管理に関する啓発・指導として、「犬、猫及び野生鳥獣等に関する苦情及び相談を受付けし、動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼養者へ適正な飼養について指導等を行った。

3 保健予防課

(1) 難病対策

難病の患者に対し、専門的な支援を行い、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の向上を図った。

ア 国が指定する難病について、医療費の助成を行うために受給者証を発行するため、申請書類の受付業務を行い、大阪府へ進達を行った。受給者証は年に一回更新する必要があるが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたことから、原則、郵送申請による受付の旨を記載した照会文書を同封するとともに、事業主体である大阪府の方針に従い、申請書類の簡略化のもと更新申請を受け付けた。（令和3年度申請受付実績：新規：350件、更新：1,964件、変更：345件）

イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、難病医療ネットワーク会議及び関係機関向け研修会をオンラインで開催し、難病患者の地域における療養支援体制整備の推進を図った。

ウ 難病患者災害対策事業については、在宅高度医療を受けている難病患者の災害時の電源確保等に関する内容で、訪問看護師らと合同勉強会を実施した。

(2) 精神保健福祉対策

精神疾患を有する人と、その家族等の心の健康に関する支援を行い、その発症の予防、市民の精神的健康の保持及び増進を図った。

ア 精神保健福祉士等の専門職による精神保健福祉相談（電話、面談、訪問）においては相談実数が年々増加しており、新型コロナウイルス感染症拡大による健康不安等の影響がうかがえる。

（令和3年度相談延件数：3,878件、訪問延件数：542件）

イ 依存症対策として、アルコール健康問題に取り組める支援者を地域に増やすことを目的に関係機関職員向けの研修を実施し、市民を対象としては、リーフレット配布及びアルコールパッチテストを実施した。

ウ ひきこもりについては、個別対応のほか、家族のエンパワーメントを図るため、家族交流会等を実施した。

(3) 感染症対策

感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、感染症に関する情報の収集、感染症に対する正しい知識の普及等を行った。

ア 結核については、結核予防週間に、市民、高齢福祉関係者等に高齢者への結核予防の普及啓発を行った。また、結核の治療や健診等に関して、説明および啓発のための対象者向けパンフレットを作成し、配布した。

イ 性感染症については新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でH I V・性感染症検査を一時中止することもあったが感染防止対策を行いながら実施した。また、エイズに関する正しい知識の普及啓発活動および早期発見のための検査体制の周知のため、H I V検査普及週間、エイズ予防週間、世界エイズデーを契機として、市民及び関係機関に対して啓発ポスター掲示及び啓発グッズの配架等の啓発活動を実施した。

4 健康づくり推進課

(1) 各種がん検診の推進

がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診等を実施した。また、特定の年齢に達した人を対象に、がん検診を無料で受診できるクーポンの配布や受診勧奨を実施するとともに、乳がん検診の出張検診や休日検診の実施により、受診者の利便性向上を図った。

(2) 重症化予防

生活習慣病の重症化を予防するため、特定健康診査の結果から重症化リスクのある人には管理栄養士による個別保健指導を行い、未利用者、ハイリスク者へは市の保健師が家庭訪問等を行った。また、二次検査実施医療機関との連携、高血圧、高血糖対象者への薬剤師の講話の実施など、重症化予防事業の充実を図った。あわせて、糖尿病性腎臓病重症化予防ネットワークによる地域連携を継続して行うとともに、重症化予防事業の効果検証に向け、大阪大学との共同研究を推進した。

(3) 特定健診・特定保健指導

生活習慣病の早期発見・重症化予防を図るため、40歳から74歳までの市の国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査（血液検査・心電図検査）を実施した。また、がん検診の集団検診と同時に実施する「セット検診」により、受診者の利便性を確保した。

なお、特定保健指導未利用者、ハイリスク者には市の保健師が家庭訪問等を行った。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

75歳以上の後期高齢者に対し、通いの場等でのフレイルの啓発と予防の取組等を行い、医療の受診歴や後期高齢者医療健診の結果等からハイリスク者と見られる人には、個別支援を行うことで、保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図った。

(5) 成人麻しん風しんワクチン

出生児の先天性風しん症候群の発症を予防するため、妊娠を希望する女性及びその配偶者、妊娠している女性の配偶者を対象に成人麻しん風しんワクチン接種費用を助成し、経済的負担の軽減及び対象者と出生児の健康増進を図った。また、定期接種として、特定の年齢の男性を対象に風しんの抗体検査費用や、抗体検査後に抗体価が十分でないと判定された人に対してのワクチン接種費用を助成し、風しんの感染拡大防止を図った。

5 新型コロナウイルス感染症対策室

(1) 相談業務

ア 新型コロナ受診相談センター及び医療機関案内センターの運営

発熱等の症状がある市民からの電話相談に対応し、必要に応じて受診できるよう診療・検査医療機関の案内や受診調整を行った。

(2) 検査業務

ア PCR外来の運営

医療機関の負担軽減及びPCR検査体制の拡充を図るため、市が独自に設置したPCR外来を運営した。

イ 外出困難者PCR検査支援

PCR検査受診に係る市民の負担軽減を図るため、医師の判断により市PCR外来を受診する場合で、交通手段の確保が困難な市民等に対して、自宅に検体容器を配送し、収集する市独自の体制を整備した。

ウ 保育所・幼稚園・小中学校従事者等定期検査

子どもへの感染防止を図るため、従事者等の新型コロナウイルスワクチン初回接種完了が見込まれるまでの間、学校園等の従事者を対象に定期的なPCR検査を実施した。

エ 介護施設従事者定期検査

重症化リスクの高い高齢者等への感染拡大の防止を図るため、介護老人福祉施設等の従業員への定期的なPCR検査を実施した。

(3) 健康観察支援業務

ア 健康観察業務

自宅療養者の健康状態を確認するとともに、宿泊・自宅療養者の症状軽快を確認し、療養解除を決定した。

イ 濃厚接触者等健康観察支援

濃厚接触者等が外出することなく生活できるよう、配食・買い物支援サービスやパルスオキシメーターの貸出しを行うことで健康管理を支援した。

ウ 自宅療養者緊急相談体制確保事業

自宅療養又は入院待機している患者や同居家族の症状が悪化した場合に、医師による電話診療や往診を実施し、必要な医療を提供した。

エ 家庭内感染防止緊急避難支援事業

家庭内感染の防止を図るため、家庭内で十分な感染防止対策を講じることが困難な市民等に、市が借り上げた市内ホテルを宿泊施設として提供した。

(4) 疫学調査業務

陽性者の症状を確認し、療養方針を決定した。また、高齢者施設等重症化リスクの高い施設の調査を行い、まん延防止を図った。

(5) 助成業務

ア 感染拡大防止協力支援金

感染者、濃厚接触者及び市新型コロナウイルス感染症対策に関する対処方針に基づき1週間以上(令和4年1月13日以前については2週間以上)の学級休業等の対象となった世帯に支援金を交付した。また、感染による施設の一時閉鎖又は施設名の公表に協力した中小企業者等に対し支援金を交付した。

イ PCR検査費用助成事業

市民の不安を解消するとともに、市内の感染拡大防止を図るため、無症状者が自主的に行うPCR検査等の費用を助成した。

(6) 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行った。